

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	残高 (a)	担保・保証 (b)	貸倒引当金 (c)	保全率 (b+c)/(a)	
破綻先債権	平成21年度	67	60	6	100.00
	平成22年度	120	118	2	100.00
延滞債権	平成21年度	1,554	980	514	96.17
	平成22年度	1,481	992	437	96.50
3か月以上延滞債権	平成21年度	—	—	—	—
	平成22年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成21年度	282	0	104	37.18
	平成22年度	270	0	95	35.50
合 計	平成21年度	1,904	1,041	626	87.55
	平成22年度	1,872	1,111	535	87.92

- (注)1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取り立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申し立てがあった債務者
 - ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てがあった債務者
 - ③ 破産法の規定による破産手続開始の申し立てがあった債務者
 - ④ 会社法の規定による特別清算開始の申し立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の 不良債権	平成21年度	1,923	1,685	1,052	633	87.66	72.75
	平成22年度	1,881	1,655	1,120	535	87.98	70.31
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成21年度	745	745	355	389	100.00	100.00
	平成22年度	794	794	475	319	100.00	100.00
危険債権	平成21年度	894	835	696	138	93.35	69.98
	平成22年度	816	764	643	120	93.65	69.98
要管理債権	平成21年度	282	105	0	104	37.18	37.09
	平成22年度	270	95	0	95	35.50	35.39
正常債権	平成21年度	127,729					
	平成22年度	132,108					
合 計	平成21年度	129,652					
	平成22年度	133,989					

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。